

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

平成18年度の介護報酬改定に伴い、介護保険における福祉用具貸与については、軽度者（要支援1・2、要介護1）の状態像からは利用が想定しにくい種目（特殊寝台及び付属品・車いす及び付属品・床ずれ防止用具及び体位変換器・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト）は保険給付の対象外となり、例外的に給付される状態の判断方法として原則的に要介護認定に係る基本調査結果を活用することとされました。

しかし、基本調査の結果だけでは、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず例外給付の対象とならない事例があることから、平成19年4月1日に再度改正が行われました。

また、平成24年4月から特殊寝台の付属品として介助用ベルトと自動排泄処理装置（原則、介護4及び5が対象）が例外給付の対象に追加されました。

【取扱いについて】

1、別紙1の判断基準に該当する者は、例外給付として貸与ができる。

2、車いす及び移動用リフトの貸与に関する特例（平成18年9月1日～）

別紙1の判断基準で、ア 車いす及び車いす付属品の（二）、オ 移動用リフトの（三）については、該当する認定調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによる判断に基づき貸与ができる。

3、例外給付の対象とすべき事案に該当する場合（平成19年4月1日～）

上記1及び2に該当しない者であっても、医師の医学的な所見により下記要件（Ⅰ～Ⅲいずれか）に該当すると判断された場合は、福祉用具の貸与が可能。

（※医師に照会する場合は、単に「福祉用具が必要」ではなく、疾病その他の原因及びそれに起因する状態像の具体的な記載と福祉用具を必要とする根拠の確認が必要）

【例外給付の要件】

- Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

医師の所見において「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するとの所見が示された場合、サービス担当者会議を開催し福祉用具を貸与することが必要かどうかを判断する。必要と判断した場合は、軽度者福祉用具貸与アセスメント表（別紙2）を高松市に提出する。その際、居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録、および貸与品の商品名、品番またはTAISコードが分かるものを添付する。高松市は提出された書類を確認し、要否の判断をしてケアマネジャー等に連絡する。

*別紙フロー図を参照してください

【 取り扱い方法 】 ★老企第 36 号 第 2 の 9(2) をご確認ください。

区分	提出書類	書類提出後の流れ	書類の提出時期
※1 算定の要 否 の判断基 準(イ)に 該当する 場合	サービス担当者会議での協議の うえケアマネジャーが必要と判 断した場合においては、書類の提 出は不要(必要とした根拠をケア プランに記載しておくこと)		
※2 算定の要 否の判断 基準(ウ) に該当す る場合	① 居宅サービス計画 原案 …第1表～第3表 (該当する福祉用具の貸与が位 置づけられたもの【※3】) ② サービス担当者会議の記録 …第4表 (該当する福祉用具の貸与につ いての検討内容が記録された もの) ③ 福祉用具貸与アセスメント 表 …別紙2 ④ 貸与品の商品名、品番または TAIS コード	① サービス担当者会 議で協議のうえ、 書類を提出する。 市が確認して要否 を判断 ② 判断結果をケアマ ネジャーに報告 ※確認結果の報告を 受けた後、福祉用 具の搬入の手続き を行ってください。 い。	① 新規に福祉用具の貸 与が必要な場合はサ ービス担当者会議開 催後速やかに提出 (緊急を要する場合は 事前に相談) ② 更新申請等をする際 福祉用具の貸与が継 続必要と判断した場 合は、サービス担当者 会議開催後速やかに 提出

※1 算定の要否の判断基準 (イ)・・・ 該当する認定調査結果がないため、ケアマネジャー等が判断

※2 算定の要否の判断基準 (ウ)・・・ 例外給付要件のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する旨が医師の医学的
所見に基づき判断され、高松市が書面にて確認しその要否を判断

※3 居宅サービス計画への位置づけ 平成 11 年老企第 22 号 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準について参照

なお、ご提出いただいた書類の内容を確認し、疑問点等ある場合はお問い合わせすること
があります。

提出・問い合わせ	高松市介護保険課 相談指導係 電話 8 3 9 - 2 3 2 6 FAX 8 3 9 - 2 3 3 7
----------	--

軽度者(要支援1、2又は要介護1)に対する福祉用具貸与 フロー図

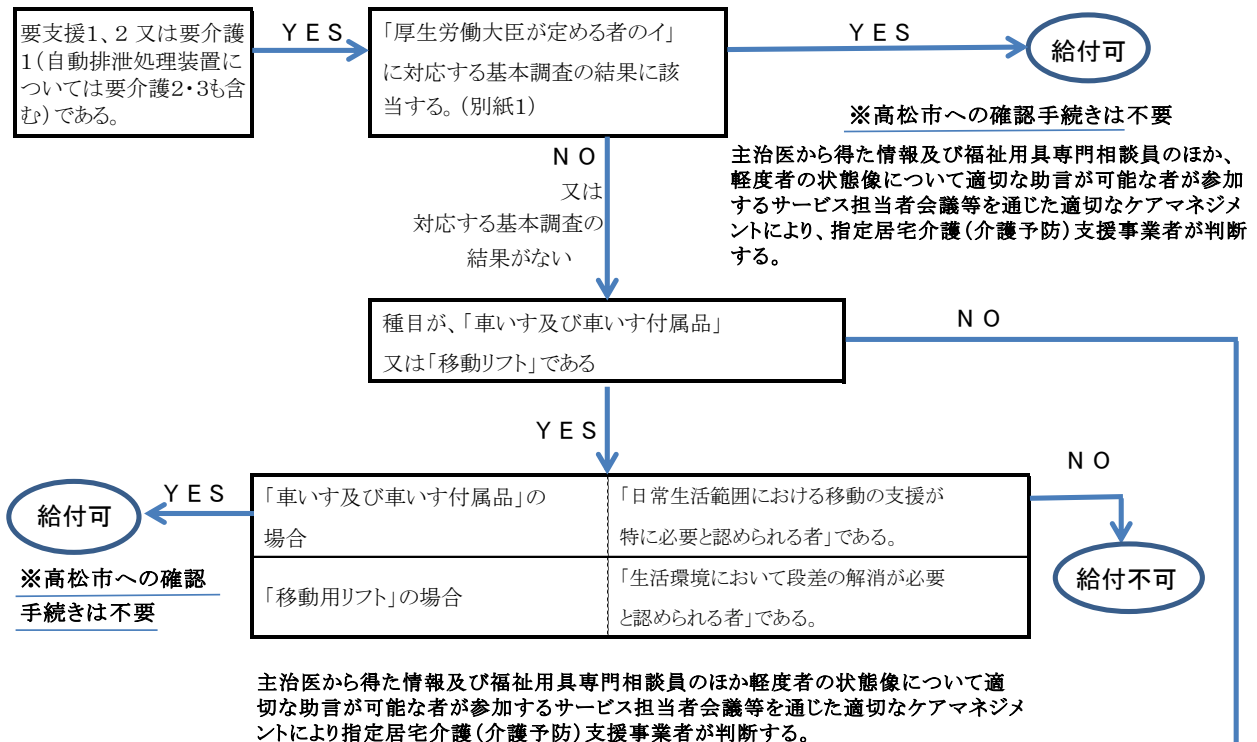
注)自動排泄処理装置は軽度者及び介護2・3の者

車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器	徘徊感知器	移動用リフト	自動排泄処理装置
-------------	---------------	---------	-------	-------	--------	----------

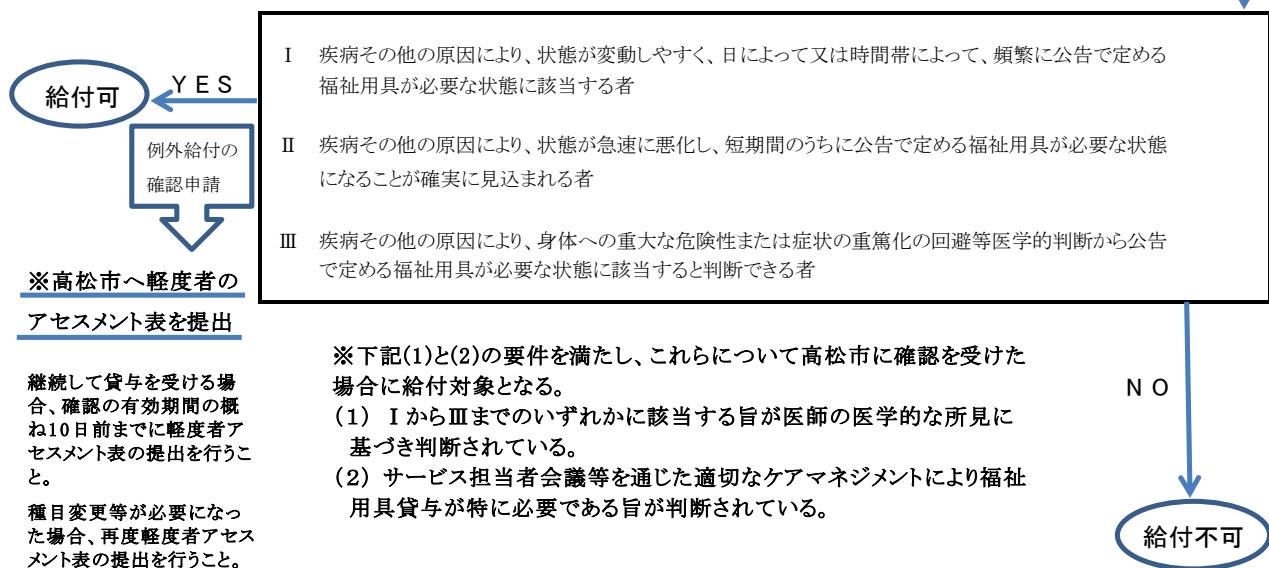
※給付要件

- ・別紙1に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。
- ・指定福祉用具貸与事業所へ認定調査票の必要な部分が確認できる文書を送付しなければならない。

【判断手順】



《平成19年4月1日以降の見直しで、以下の判断方法が追加となる》



○福祉用具貸与 対象外種目

軽度者に対する算定可否の判断基準

別紙1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (第23号告示第19号)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 ※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達, 介護者への反応 記憶・理解のいずれかに支障があ る者 (二) 移動において全介助を必要とし ない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思 を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他, 主治医意見書において, 認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査 2-2 「4. 全介助」 以外
オ 移動用リフト(つり 具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を 必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消 が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」 又は 「4. 全介助」 ※
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

※ アの(二)、オの(三)については、該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメントにより
ケアマネジャー等が判断する。